

第 32 回 全国花のまちづくり恵庭大会 実施報告書

令和 8 (2026) 年 9 月 1 日
第32回全国花のまちづくり恵庭大会実行委員会

目次

01 大会概要	3
02 大会プログラム	5
1 大会式典	6
2 交流会	16
3 現地見学会	18
4 関連事業	20
5 会場	22
03 大会参加状況	24
04 支援企業・団体紹介	26
05 大会成果と今後の取組	28
06 参考資料	30
1 実行委員会	31
2 広報	39
3 全国花のまちづくりコンクール	41

01

大会概要

1. 大会概要

1. 大会名称・テーマ

第32回全国花のまちづくり恵庭大会
～ はなふる恵みの庭 いま、花の話をしよう ～

2. 開催期日

令和8（2026）年6月27日（土曜日）・28日（日曜日）

3. 大会スケジュール・会場

日付	行催事区分	会場
6月27日 （土曜日）	大会式典	恵庭市民会館 大ホール （恵庭市新町10番地）
	交流会	花の拠点 はなふる （恵庭市南島松828番地3）
6月28日 （日曜日）	現地見学会	花の拠点（はなふる） （恵庭市南島松828番地3） 恵み野地区

4. 主催

- ・ 北海道恵庭市
- ・ 第32回全国花のまちづくり恵庭大会実行委員会
- ・ 花のまちづくりコンクール推進協議会

02

大会プログラム

大会式典アーカイブ
配信URL



02-1. 大会式典

大会式典内容

■会場 恵庭市民会館大ホール

■日時 令和8(2026)年6月27日（土曜日） 12：40～17：00

時間	内容	出演
12:40	オープニング アトラクション	・ 恵庭すずらん踊り保存会 ・ 恵庭岳太鼓保存会
13:15	オープニング セレモニー	・ 第32回全国花のまちづくり恵庭大会実行委員会 会長 原田 裕 ・ 花のまちづくりコンクール推進協議会 会長 大橋 徹二 ほか
13:35	基調講演	・ NPO法人 Green Works 代表理事 牧野 ふみよ 氏
14:30	事例発表	・ 恵み野中学校生徒会 ・ 東神楽町 建設水道課 花のまちづくり推進室 滝澤 ゆかり 氏 ・ 恵庭市経済部花と緑・観光課 近江谷 圭汰
15:30	トークセッション	・ 北海道大学大学院農学研究院 教授 愛甲 哲也 氏 ・ NPO法人Green Works 代表理事 牧野 ふみよ 氏 ・ 恵庭市フラワーマスター協議会/はなふるガーデナー 会長 土谷 美紀 氏 ・ 生涯学習コーディネーター 水野 みどり 氏 ・ 生活支援コーディネーター/市民活動コーディネーター 小隅 麻美 氏
16:30	ガーデンツーリズム 登録証交付式	・ 愛知サムライガーデン（あいち歴史観光推進協議会）
16:50	次期開催地挨拶	・ 京都府亀岡市
17:00	閉会	

02-1. 大会式典

オープニングアトラクション

■ 恵庭すずらん踊り保存会

すずらん踊りは昭和48(1973)年8月、恵庭市の郷土芸能として制定されました。市の花である「すずらん」をテーマに、市民の健康、五穀豊穰、商工振興への願いを込めて創作された踊り。

高知県の「よさこい鳴子踊り」をアレンジし、日本舞踊のしなやかさとサンバ調のリズミカルな要素を取り入れた、躍動感あふれる踊りとなっており、地域のお祭りや学校行事を活用し、体験学習にも取り組んでいます。



■ 恵庭岳太鼓保存会

力強く発展する恵庭を象徴する郷土芸能として、青少年の健全育成・文化振興・商工業の発展を願い、昭和59(1984)年に創立されました。

恵庭岳太鼓の更なる普及のため、地域の各種イベントに積極的に参加するとともに、次代を担う青少年への継承及び育成を目的とし、市内小学校等へのふるさと教育も行っています。



02-1. 大会式典

オープニングセレモニー

■ 開会宣言

第32回全国花のまちづくり恵庭大会実行委員会
副会長 田村 哲夫



■ 主催者あいさつ

第32回全国花のまちづくり恵庭大会実行委員会
会長 原田 裕



花のまちづくりコンクール推進協議会
会長 大橋 徹二



■ 来賓紹介

- ・ 衆議院議員 和田 義明 氏
- ・ 衆議院議員 吉田 有理 氏
- ・ 北海道議会議員 田中 芳憲 氏
- ・ 北海道議会議員 早坂 貴敏 氏
- ・ 恵庭市議会議長 川原 光男 氏
- ・ 国土交通省大臣官房審議官 出口 陽一 氏
- ・ 北海道建設部まちづくり局長 今井 健 氏



■ 祝辞

衆議院議員 和田 義明 氏



02-1. 大会式典

基調講演

講師

NPO法人 Green Works 代表理事 牧野 ふみよ 氏

【講師プロフィール】

花と緑を愛する市民の立場で、各地のガーデンとのかかわりを深め、花と緑をめぐる行政や市民、企業をむすぶ活動に取り組んでおり、平成17（2015）年にはNPO法人GreenWorksを設立。「花とみどり」を中心とした活動を、仕事とボランティアの境界線なく継続されており、全国各地の花と緑の活動にも精通されています。

恵庭市との関わりとしては、平成28（2016）年には「花と緑のまちづくり講演会」の講師としてご講演をいただいたほか、「第3期えにわ花のまちづくりプラン」への寄稿をいただくなど、恵庭市の花のまちづくりにもご尽力いただいています。

テーマ・概要

「全国を駆け回る私が見たコミュニティガーデンのヒミツ」

全国各地のコミュニティガーデンの事例を交え、花や庭が人と人をつなぎ、地域への愛着と誇りを育むことが紹介されました。活動を持続するには、誰もが無理なく参加し、自分たちで考えながら楽しめる仕組みが重要であることや、恵庭に根付く人と花との関係性が、花のまちづくりを支えていることが語られました。

基調講演の様子



02-1. 大会式典

事例発表

事例発表では、恵庭市内の教育機関・市民と他市町村の自治体取組について、花のまちづくりの具体的な実践例をご紹介します。

「これまで」と「これから」の花のまちづくりの姿を多角的に共有することで、参加者それぞれの地域での実践に役立つヒントを提供する発表となりました。

事例発表① 恵み野中学校生徒会

■ テーマ

「地域とともに歩む私たちの活動について」

■ 発表者

恵庭市立恵み野中学校 3年 生徒会 環境委員長 嶋田 恋奈 氏
3年 生徒会長 小川 都人 氏
3年 生徒会副会長 横山 湊 氏

【発表者プロフィール】

総合的な学習の時間に恵み野地区をフィールドとして学習に取り組み、花の活動を通してふるさと「恵み野愛」を育てています。地域と関わりながら恵み野のまちづくりについて考え、生徒会役員として活動を牽引しています。

事例発表② 東神楽町

■ テーマ

「心豊かに暮らせる美しい花のまちを目指して」

■ 発表者

東神楽町 建設水道課 花のまちづくり推進室 滝澤 ゆかり 氏

【発表者プロフィール】

名古屋で生まれ育ち、カナダで20年、北海道・道東で8年を過ごした後、地域おこし協力隊として東神楽町へ移住されました。

ホテルマネージャーとしての経験を経て、「植物に深く関わる仕事がしたい」とガーデナーへ転身し、現在は花を生かした魅力あるまちづくりに取り組まれています。

02-1. 大会式典

事例発表

事例発表③ 恵庭市

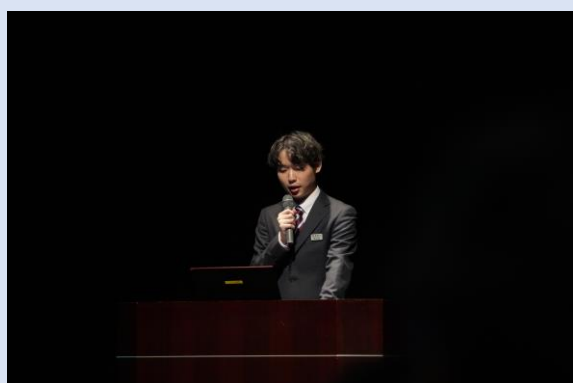
■ テーマ

「持続可能なまちづくりをめざして」

■ 発表者

恵庭市 経済部 花と緑・観光課 近江谷 圭汰

事例発表の様子



02-1. 大会式典

トークセッション

テーマ・概要

「いま、花のまちづくりの未来を話そう」

花のまちづくりを福祉、多文化共生、市民活動などの多様な視点から捉え、今後の可能性を考えることを目的とし、恵庭の花のまちづくりの歩みを振り返り、花が年齢や体力、言葉、文化の違いを越えて、誰もが得意なことを生かし、無理なく地域に関われる共通のきっかけとなることを確認しました。

今後は、分野や団体の垣根を越えた横のつながりを広げ、花を通じて誰も排除されず、楽しみながら参加できるまちづくりを進めていくことが共有されました。

登壇者

■モデレーター

・北海道大学大学院農学研究院 教授 愛甲 哲也 氏

■特別パネリスト

・NPO法人 Green Works 代表理事 牧野ふみよ 氏

■パネリスト

・恵庭市フラワーマスター協議会/はなふるガーデナー
会 長 土谷 美紀 氏

・生涯学習コーディネーター 水野みどり 氏

・生活支援コーディネーター/市民活動コーディネーター
小隅 麻美 氏

02-1. 大会式典

トークセッション

トークセッションの様子



02-1. 大会式典

第8回ガーデンツーリズム登録証交付式

■ガーデンツーリズム制度概要

地域の活性化と庭園文化の普及を図るため、各地域の複数の庭園をつなげ、連携して、魅力的な体験や交流の場を創っていく取り組みです。

全国各地域から計画を募集し、国に登録し、国内外へのPRを行う制度です。

■登録団体

愛知サムライガーデン（あいち歴史観光推進協議会）

■登録証交付

交付者 国土交通省 大臣官房審議官 出口 陽一 氏

受領者 愛知県観光コンベンション局 観光推進監 河治 豊弘 氏

■取組紹介・講評

紹 介 愛知県観光コンベンション局 観光推進監 河治 豊弘 氏

講 評 ガーデンツーリズム審査登録委員会

委員長 蓑茂 壽太郎 氏



02-1. 大会式典

次期開催地挨拶

京都府亀岡市 令和9(2027)年開催地

■登壇者

京都府亀岡市長 桂川 孝裕氏

第33回全国花のまちづくり亀岡大会

・開催日 令和9(2027)年5月22日(土曜日)
5月23日(日曜日)



霧が晴れたら、そこはかめおかという名の「庭」でした。



第33回全国
花のまちづくり
亀岡大会

2027
5.22^土—5.23^日 開催決定

道の駅 ガレリアかめおか

Access

JR京都線	JR亀岡駅	JR亀岡駅(南口)	ガレリアかめおか
徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
20分	20分	10分	10分

主催：亀岡市 第33回全国花のまちづくり亀岡大会実行委員会 花のまちづくりコンクール推進協議会

02-2. 交流会

交流会内容

- 会場 花の拠点 はなふる(大きなカステラが焼けるお庭)
- 日時 令和8 (2026) 年6月27日 (土曜日)
18:00~19:30

内容	出演
歓迎アトラクション	・ The Humours of Hokkaido
主催者あいさつ	・ 第32回全国花のまちづくり恵庭大会実行委員会 会長 原田 裕
来賓あいさつ	・ 衆議院議員 吉田 有理 氏
乾杯	・ 恵庭市議会議長 川原 光男 氏
歓談	—
市内花団体 活動紹介	・ 恵庭花のまちづくり推進会議 会長 内倉 真裕美 氏 ・ 恵庭市フラワーマスター協議会 会長 土谷 美紀 氏
次期開催地挨拶	・ 京都府亀岡市
閉会のあいさつ	・ 花のまちづくりコンクール推進協議会 会長 大橋 徹二

02-2. 交流会

交流会の様子



02-3. 現地見学会

現地見学会内容

- 会場 花の拠点 はなふる
株式会社サン・ガーデン
花さんぽストリート
オープンガーデン（池田邸・鈴木邸）
- 時間 令和8（2026）年6月28日（日曜日）
9：00～12：30
- 添乗 Aコース 内倉 真裕美 氏
吉田 愛子 氏
Bコース 土谷 美紀 氏
鈴木 幸子 氏

「花の拠点 はなふると恵み野地区を巡るツアー」

時間	見学場所（Aコース・Bコース）	
9：00	恵庭市役所 出発	
9：10	恵庭駅東口 出発	
9：20	恵み野東口 出発	
9：25～12：30	花の拠点はなふる	
	サン・ガーデン	
	花さんぽストリート	オープンガーデン（鈴木邸）
	オープンガーデン（池田邸）	花さんぽストリート
	オープンガーデン（鈴木邸）	オープンガーデン（池田邸）
	花の拠点 はなふる	

02-3. 現地見学会

現地見学会の様子



02-4. 関連事業

自治体職員向け研修会

- 主催 第32回全国花のまちづくり恵庭大会実行委員会
- 日時 令和8（2026）年6月27日（土曜日）
10：00～11：30
- 会場 花の拠点（はなふる）センターハウス
1階エニティルーム、花の拠点 はなふる

千歳川かわ塾

- 主催 北海道開発局 札幌開発建設部 千歳川河川事務所
- 日時 令和8（2026）年6月28日（日曜日）
9：45～11：45
- 会場 花の拠点（はなふる）

川好きのための、川の塾。

千歳川
かわ塾
春

参加者募集中

2026年6/28（日）

9:30 受付開始
9:45 開塾式
10:00 プログラム1「川の歩き方」
10:30 プログラム2「川のいきものさがし」
11:45 閉塾式・解散

集合場所
道と川の駅 花ロードえにお第二駐車場
(恵庭市南島松 828)

参加料
500円（傷害保険代を含む）

持ち物
着替え、替えの靴、帽子、飲み物等

問合せ 011-522-8700（千歳川かわ塾事務局（株）エコテック） 主催 北海道開発局 札幌開発建設部 千歳川河川事務所



02-4. 関連事業

～ガーデンフェスタ恵庭2026～第37回恵庭花とくらし展

■主催 第37回花とくらし展実行委員会

(恵庭花のまちづくり推進会議)

■日時 令和8(2026)年6月27日(土曜日) 10:00～17:00

6月28日(日曜日) 10:00～16:30

■来場人数 26,049人

■開催概要

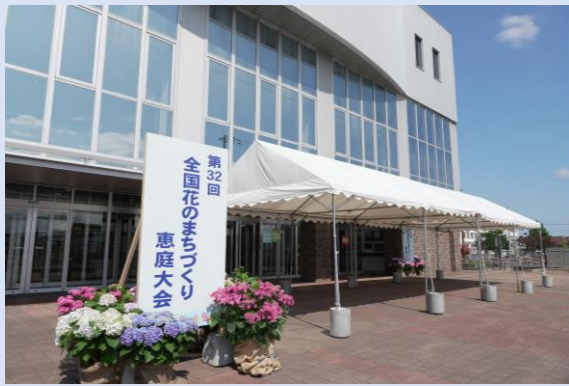
- ・ステージイベント
- ・作品展示、ワークショップ
- ・ガーデンツアー
- ・飲食物販(キッチンカーほか)
- ・会場装飾
- ・フラワーマーケット、花の抽選会



02-5. 会場

式典会場

■ 恵庭市民会館 会場装飾



■ 恵庭市民会館 受付等ブース・会場



02-5. 会場

交流会会場



03

大会参加状況

03. 大会参加状況

大会申込

■ 申込方法

電話・FAX申込

申込HP申込

当日参加（大会式典のみ）

■ 申込期間

令和8（2026）年3月2日（月曜日）から4月30日（木曜日）

※大会式典のみ5月29日（金曜日）まで延長

各プログラム参加実績

大会式典

本大会式典は、事前申込及び当日の会場での参加に加え、Webによるライブ配信及びアーカイブ配信を実施し、参加・視聴状況は次のとおりとなった。

区分	実績	集計
会場参加者 （うち市外参加者）	437人 （223人）	事前申込数＋当日参加者
Webライブ配信 （うちアーカイブ配信）	961人 （447人）	

交流会・現地見学会

交流会及び現地見学会は、事前申込のみの受付とし、次のとおり参加受付を行った。

区分	実績/（定員）
交流会	113名/（100名）
現地見学会	69名/（70名）

04

支援企業・団体紹介

04. 支援企業・団体紹介

本大会の開催に当たり、第32回全国花のまちづくり恵庭大会広告掲載取扱要領に基づく広告出稿や企業版ふるさと納税等を通じて、次の企業からご支援・ご協力をいただきました。

支援企業・団体一覧

企業名



中道リース株式会社



北海道日本花の会



王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社



恵庭まちづくり協同組合



Daiwa Lease
大和リースグループ

大和リース株式会社



恵庭市花苗生産組合



恵庭造園業組合



総合建設コンサルタント

Docon

株式会社 ドーコン



セコム株式会社



北海道コカ・コーラボトリング株式会社

05

大会の成果と今後の取組

05. 大会の成果と今後の取組

大会の成果

本大会には、全国各地から花のまちづくりに携わる多くの方々にご参加いただきました。式典、交流会及び現地見学会を通じて、花のまちづくりは、美しい景観の形成にとどまらず、人のつながりを育み、地域への愛着や誇りを高め、まちの魅力や活力の向上につながる取組であることを改めて確認しました。

大会式典では、講演、事例発表及びトークセッションを通じて、活動を継続・発展させるためには、相互の連携が重要であることが示されました。

基調講演では、コミュニティガーデンの事例から、誰もが無理なく参加できる仕組みづくりの重要性が提示されました。

事例発表では、地域の特色を生かした活動、多様な主体の連携、担い手の育成及び次世代への継承など、活動を継続・発展させるための知見が報告されました。

トークセッションでは、登壇者がそれぞれの経験や立場を踏まえ、花のまちづくりの効果や今後の課題について意見を交わしました。

現地見学会では、市民、関係団体、企業、行政等の協働により育まれてきた「花のまち」をご覧いただき、恵庭ならではの魅力を全国へ発信することができました。

また、関連事業を含め、大会の開催・運営には多くの市民、関係団体、企業、学生等が参画し、地域全体で来訪者を迎えたことで、「花のまちづくり」の活動が広がるとともに、関係者のネットワーク構築につながりました。

今後の取り組み

今後は、本大会を通じて得られた知見や気づきを生かし、恵庭市の「花のまちづくり」を育み、将来にわたって継続していくため、市民、活動団体、企業、学校、行政等の連携を一層深めながら、取り組みを進めていきます。

また、活動を支える担い手の確保・育成と次世代への継承を推進するとともに、幅広い世代が花のまちづくりに参加できる環境づくりを進めます。

さらに、市民、活動団体、企業及び行政がそれぞれの役割を生かし、互いに支え合いながら活動を継続できるよう、持続可能な連携体制の構築と、各主体の活動に寄り添った伴走型の支援を展開していきます。

06

參考資料

06-1. 実行委員会

第32回全国花のまちづくり恵庭大会実行委員会

本大会の円滑な開催及び運営を図るため、関係機関・団体等で構成する「第32回全国花のまちづくり恵庭大会実行委員会」を設置し、大会の企画、準備及び運営に関する協議を行った。

実行委員会名簿（令和8（2026）年6月27日現在）

役職	団体名・役職（順不同）	氏名（敬称略）
会長	恵庭市市長	原 田 裕
副会長	恵庭市花いっぱい文化協会 会長	田 村 哲 夫
副会長	恵庭花のまちづくり推進会議 会長	内 倉 真 裕 美
委員	恵庭市フラワーマスター協議会 会長	土 谷 美 紀
	美しい恵み野花の街づくり推進協議会 会長	武 藤 光 一
	一般社団法人 恵庭観光協会 会長	土 谷 秀 樹
	恵庭市校長会 事務局次長	浅 利 武 信
	学校法人鶴岡学園北海道文教大学 地域創造研究センター 地域創造研究センター長	宮 崎 隆 志
	一般社団法人地域研究工房 代表理事	小 磯 修 二
	株式会社ガーデンシティ恵庭 企画運営課長	早 坂 剛
	公益財団法人日本花の会 常務理事	砂 田 浩
	北海道日本花の会（中道リース株式会社） 会長	関 寛
	恵庭市経済部長	江 川 美 樹
	恵庭市花苗生産組合 組合長	桑 山 拓 真
	恵庭造園業組合 組合長	土 谷 秀 樹

06-1. 実行委員会

実行委員会事務局組織体制（令和8（2026）年6月27日現在）

役職等	氏名	所属
事務局長	嘉 屋 秀 樹	恵庭市経済部次長
事務局次長	大 林 恒	経済部花と緑・観光課長
事務局員	渡 辺 成 人	経済部花と緑・観光課主幹
	北 口 大 輔	花と緑・観光課主査
	小 井 奈 月	//
	近 江 谷 圭 汰	花と緑・観光課主事
	秋 田 谷 柚 平	//
	田 中 若 菜	//
	伊 里 明 日 香	//

■事務局住所

〒061-1498 恵庭市京町1番地 恵庭市役所花と緑・観光課内

06-1. 実行委員会

実行委員会の開催状況

大会の開催に向け、実行委員会及び関係会議を開催し、事業計画、予算、運営体制等について協議した。開催状況は次のとおりである。

回	開催日	会議名	協議・報告事項
1	令和6年11月21日 (2024年)	実行委員会設立会議・ 第1回実行委員会	・ 実行委員会の設立及び委員委嘱 ・ 大会基本計画の協議・策定
2	令和7年3月25日 (2025年)	第2回実行委員会	・ 大会実施計画の検討・協議 ・ 令和7年度予算審議
3	令和7年8月6日 (2025年)	第3回実行委員会	・ 大会実施計画の審議・策定
4	令和8年1月23日 (2026年)	第4回実行委員会	・ 開催準備に係る進捗状況報告 ・ 令和7年度決算見込及び 令和8年度予算について審議
5	令和8年5月15日 (2026年)	第5回実行委員会	・ 大会実施詳細報告 ・ 令和7年度決算及び監査報告 ・ 令和8年度予算審議
6	令和8年9月1日 (2026年)	第6回実行委員会	・ 大会実施報告 ・ 大会事業費及び令和8年度決算 見込報告



06-1. 実行委員会

第32回全国花のまちづくり恵庭大会実行委員会規約等

第32回全国花のまちづくり恵庭大会実行委員会規約

(名称)

第1条 この会は、第32回全国花のまちづくり恵庭大会実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、令和8年に開催する「第32回全国花のまちづくり恵庭大会（以下「大会」という。）」に必要な準備と大会の企画及び円滑な運営を行い、恵庭市の花のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 大会の開催に必要な準備、企画及び運営に関すること。
- (2) 大会の予算決算に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

- 第4条 委員会は会長、副会長、監事及び委員をもって構成する。
- 2 委員は、別表に掲げる関係団体等のうちから会長が委嘱する。
 - 3 委員会には会長を1名、副会長を2名、監事を2名置く。
 - 4 会長は、恵庭市長をもって充てる。
 - 5 副会長は、恵庭市花いっぱい文化協会会長及び恵庭花のまちづくり推進会議会長をもって充てる。
 - 6 監事は、恵庭市花苗生産組合組合長及び恵庭市造園業組合組合長をもって充てる。
 - 7 委員の任期は、委員会解散までとする。なお、任期の途中で委員の変更があった場合は、残任期間とする。
 - 8 委員会の会議への出席については、報酬を支弁しないものとする。
 - 9 委員会の会議への出席に関し、委員会開催場所に関わらず、交通費や手当等を支弁しないものとする。

(役員の職務)

- 第5条 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事は、委員会の会計を監査する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

ただし、欠席する委員等から、あらかじめ会長あてに、その権限を委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員等の数を出席委員等の数に加えることができる。

3 委員等が出席できないときは、その団体に所属するものを代理として会議に出席させることができる。この場合は、当該代理人には、当該委員等と同一の権限を付与するものとする。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計)

第7条 大会開催に要する経費は、負担金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、恵庭市経済部花と緑・観光課内に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第9条 委員会は、第2条の目的が達成されたときに委員会の決を経て解散する。

(残余財産の帰属)

第10条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、恵庭市に帰属するものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この規約は、令和6年11月21日から施行する。

06-1. 実行委員会

第32回全国花のまちづくり恵庭大会実行委員会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第32回全国花のまちづくり恵庭大会実行委員会規約第8条第2項の規定に基づき、第32回全国花のまちづくり恵庭大会実行委員会事務局（以下「事務局」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 事務局は、第32回全国花のまちづくり恵庭大会実行委員会規約第2条の目的を達成するために必要な事務を行う。

(組織)

第3条 事務局に次の係員を置く。

- (1) 事務局長 1名（恵庭市経済部次長）
- (2) 事務局次長 1名（恵庭市経済部花と緑・観光課長）
- (3) 事務局員 若干名（恵庭市経済部花と緑・観光課主査及びスタッフ等）

(職務)

第4条 事務局長は、事務局の事務を総括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 事務局員は、上司の命を受け、事務を処理する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この規程は、令和6年11月21日から施行する。

第32回全国花のまちづくり恵庭大会実行委員会事務局規程細則

(趣旨)

第1条 この細則は、第32回全国花のまちづくり恵庭大会実行委員会事務局規程（以下「規程」という。）第5条に基づき、第32回全国花のまちづくり恵庭大会実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(専決)

第2条 事務局の事務は、会長の決定を受けて処理しなければならない。ただし、別表第1に掲げる事項については、当該各号に定める者が専決処分することができる。

2 事務局長は、前項ただし書きの規定により、専決した事項で、必要と認めるものにおいては、速やかに会長に報告しなければならない。

(代決)

第3条 事務局長の決裁事項について、至急に決定を行う必要がある場合において事務局長が不在のときは、事務局次長がその事案を代決するものとする。

2 前項の規定により代決した者は、代決後速やかに専決権者にその代決した事項について報告しなければならない。

(公印)

第4条 事務局で使用する公印の名称、形状、寸法及び書体は、別表第2のとおりとする。

(服務)

第5条 事務局員の服務については、特別な場合を除くほか、恵庭市の例による。

06-1. 実行委員会

（旅費及び費用弁償）

第6条 実行委員会委員、事務局員及びその他の者の旅費及び費用弁償の額及び支給方法については、恵庭市の例による。ただし、旅行命令書については、実施伺または出席伺に代えることができる。

（予算の編成）

第7条 事務局長は、予算を編成しようとするときは、事業計画と収入及び支出を明記した予算案を作成し、会長に提出しなければならない。

2 会長は、作成した予算案を総会に提出し、承認を得なければならない。

（予算の流用）

第8条 予算の流用は、予算執行上やむを得ない理由があるときに限り、必要最小限の範囲において行うことができる。

（予算の補正）

第9条 事務局長は、予算の調整後に生じた理由に基づいて、既定の予算に追加その他変更を加える必要が生じたときは、補正予算案を総会に提出し、承認を得なければならない。

（収入）

第10条 収入は、収入額を証明する資料を添付し、第2条の規定に基づき決裁を受け、収入するものとする。ただし、預金利子については、決裁を省略することができる。

（支出）

第11条 支出は、第2条の規定に基づいて決裁を受け、支出するものとする。

2 支出については、次の各号に掲げる事項を確認した上でなければ、これを支出してはならない。

- (1) 予算の目的に反していないこと。
- (2) 金額、債権者等に誤りがないこと。
- (3) その他、会計に関する規程に反していないこと。

（資金前渡）

第12条 次の各号に掲げる経費については、資金を前渡することができる。

- (1) 印紙及び証紙の購入経費並びに電信電話料、郵便料、保険料等の経費。
- (2) 会議その他講演会等の出席負担金及びこれらの開催場所において直接支払を必要とする経費。
- (3) 駐車及び有料道路の通行のための料金。
- (4) 謝礼金、費用弁償その他これに類する経費。
- (5) 即時支払をしなければ調達困難な物資の購入、加工又は修繕の経費。
- (6) 前各号のほか、資金前渡をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費。

（概算払）

第13条 次に掲げる経費については、概算払いを行うことができる。

- (1) 旅費。
- (2) 官公署に対して支払う経費。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、経費の性質上概算払いをしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費。

（小口現金）

第14条 緊急に物品の調達が必要となった場合や少額の支払を便利にするため、小口現金制度を設ける。

2 この小口現金は事務局次長が保管し、その額は5万円以内とする。

3 小口現金による出納は、すべて小口現金出納簿に記入することとし、支払終了後、支払を証する書類を添付して、事務局次長の決裁を受けなければならない。

（精算）

第15条 資金前渡、概算払及び小口現金を受けた職員は、支払後又は業務完了後速やかに精算書を作成し、領収書又はこれに替るべき証拠書類を添えて精算しなければならない。

06-1. 実行委員会

（財産）

第16条 実行委員会の財産区分は、次のとおりとする。

- (1) 金銭 現金、預金
- (2) 物品 備品
- (3) その他

2 備品は、機械器具等その性質、形状を変えることなく比較的長期にわたり、反復使用に耐える取得価格5万円以上の物品をいう。

（金銭の保管及び管理）

第17条 実行委員会の金銭は、最も確実かつ有利な方法で保管しなければならない。

2 金銭は、出納の都度、所定の帳簿に記載してこれを管理しなければならない。

（物品の管理）

第18条 物品は、出納の都度、所定の帳簿に記載してこれを管理しなければならない。

（物品の処分）

第19条 物品は、その本来の用途に供することができないと認められる場合又は使用目的が終了した場合は、不用を決定し、廃棄、売払又は、譲渡のいずれかの方法により処分することができる。

2 前項の不用の決定にあたっては、必要事項を記載した伺書により、事務局長の決裁を受けなければならない。

（帳簿）

第20条 事務局は、次に掲げる帳簿を備え整理しておかなければならない。

- (1) 歳入経理簿
- (2) 歳出経理簿
- (3) 小口現金出納簿
- (4) 備品管理簿
- (5) その他必要と認められる帳簿

（会計伝票）

第21条 事務局にて使用する会計伝票様式については、次のとおりとする。

- (1) 収入伝票
- (2) 支出伝票（支出命令兼負担行為決議書）
- (3) その他会計事務において必要な伝票

（出納閉鎖）

第22条 実行委員会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

（決算）

第23条 事務局長は、出納に関する事務が完了したときは、速やかに収支決算書を作成し、証拠書類を添付して、会長に提出しなければならない。

2 会長は、決算及び前項の書類を監事の審査に付さなければならない。

（余剰金）

第24条 各会計年度において決算上未支出金（余剰金を含む。）が生じたときは、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。ただし、令和8年度余剰金については、総会の議決を経て処理する。

（契約の締結）

第25条 売買、賃借、請負その他の契約については、競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

06-1. 実行委員会

（随意契約）

第26条 契約が次の各号のいずれかに該当するときは、随意契約の方法によることができる。

(1) 売買、貸借、請負その他の契約で、予定価格が次に掲げる契約の種類に応じ、その定める額を超えないとき。

(ア) 工事又は製造の請負	200万円
(イ) 財産の買入れ	150万円
(ウ) 物件の借入れ	80万円
(エ) (ア) から (ウ) までに掲げる以外のもの	100万円

(2) 契約の性質又は目的が競争入札に適していないとき。

(3) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(4) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(5) 競争入札に付し入札者がいないとき又は再度入札に付し落札者がいないとき及び落札者が契約を締結しないとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、性質上、随意契約の方法によらなければ事業実施に支障を及ぼすような契約で事務局長が必要と認めたとき。

2 前項第1号による随意契約によるときは、必要な事項を示して2名以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、5万円以下の契約及びやむを得ない理由があるときはこの限りでない。

（契約書の作成）

第27条 契約を締結しようとするときは、契約の目的、契約の金額、履行期限その他契約の履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

2 次に掲げる場合は、契約書の作成を省略することができる。

(1) 契約金額が10万円以下のとき。

(2) 物品、消耗品等を購入する場合において、その物品、消耗品等を引き取り直ちにその代金を支払うとき。

（補則）

第28条 実行委員会の会計及び契約等に関し、この細則に定めのない事項については、恵庭市の会計及び契約に関する諸規則の例を準用する。ただし、これにより難しい場合には、事務局長が決する。

2 この細則に定めるもののほか、事務局に必要な事項は事務局長が別に定める。

附則 この細則は、令和6年11月21日から施行する。

06-2. 広報

広報・周知活動

本大会の開催及び参加促進を図るため、イベント等でのPR、広報物の制作・配布、各種媒体への掲載など、次のとおり広報・周知活動を実施した。

(1) イベント等PR出展

名称	場所	実施日	実施内容
第31回全国花のまちづくり 牧之原大会	静岡県牧之原市	令和7年5月31日 (2025年)	PRブース出展及び 次期開催地あいさつ
全国みどりと花のフェア かつしか	東京都葛飾区	令和8年6月6・7日 (2026年)	PRブース出展
その他各種イベント		随時	チラシ配架及び ポスター貼付

(2) 各種媒体への掲載・情報発信

大会の開催周知及び参加促進を図るため、各種媒体を通じた情報発信を行った。主な掲載先は、次のとおりである。

主な媒体・掲載先	掲載日	掲載内容
恵庭市広報誌	随時	大会概要及び申込案内
恵庭市WEBサイト・SNS他	随時	市HP、市公式LINE・YOUTUBE、 インスタグラム、えにわかほか
Hokkaido庭巡り2025	令和7年5月 (2025年)	バナー掲載
公益財団法人日本花の会 会報誌「花の友」	令和7年5月 (2025年) 令和8年4月 (2026年)	開催地メッセージ掲載 チラシ同封
北海道開発局 まちづくりメールニュース	令和8年2月 (2026年)	記事掲載
GREEN×EXP02027 全国連携プログラム	令和8年2月～6月 (2026年)	プログラム登録・各媒体へのロゴ掲載
ちゃんと広告掲載	令和8年4月 (2026年)	6段通し記事掲載
BiVi新さっぽろサイネージ	令和8年4月～5月 (2026年)	広告動画放映

06-3. 全国花のまちづくりコンクール

全国花のまちづくりコンクールは、平成2（1990）年に開催された国際園芸博覧会である「国際花と緑の博覧会」の基本理念「自然と人間との共生」を継承し、それを発展させ、花と緑にあふれる国づくりを推進するために、翌年の平成3（1991）年から開始。

全国花のまちづくり地方大会は花のまちづくりコンクールのPR並びに花のまちづくりを定着させるため、コンクール受賞を一過性のものにしないよう、活動の発展と継続を図ることを目的に開催。

恵庭市の受賞歴

回	年度	受賞者
4	平成6（1994）年	最優秀賞（農林水産大臣賞） サッポロビール株式会社 北海道工場
5	平成7（1995）年	最優秀賞（建設大臣賞） 恵み野花づくり愛好会
8	平成10（1998）年	優秀賞（都市局長賞） 漁町商店街振興組合
11	平成13（2001）年	最優秀賞（農林水産大臣賞） 有限会社恵庭売炭
34	令和6（2024）年	優秀賞（市町村部門） 恵庭市、株式会社ガーデンシティ恵庭
35	令和7（2025）年	優秀賞（学校部門） 恵庭市立恵み野中学校

全国花のまちづくり地方大会開催状況

回	年度	開催地
29	令和5（2023）年	静岡県浜松市
30	令和6（2024）年	石川県小松市
31	令和7（2025）年	静岡県浜松市
32	令和8（2026）年	北海道恵庭市
33	令和9（2027）年	京都府亀岡市